

青 市 監 第 8 8 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日

請求人 様

青森市監査委員	山 形 博
同	吉 田 柳一郎
同	奈 良 祥 孝
同	小 倉 尚 裕

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 25 年 10 月 4 日に地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された「青森市職員措置請求書」に係る監査の結果は、次のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知いたします。

記

第 1 請求の受理

平成 25 年 10 月 4 日に提出のあった「青森市職員措置請求書」は、同日收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査したところ、請求書の調製に一部不備な点が認められたため、同年 10 月 10 日に請求人に対し書面による補正を求めた。その後、同年 10 月 15 日に補正書の提出があり、同日受理した。

第 2 請求の要旨（原文のまま）

ア．誰が（請求の対象職員）

（ 1 ）青森市長及び環境部長

イ．何時どの様な財務会計上の行為を行ったのか。

（ 1 ）平成 25 年 3 月 29 日に、平成 19 年 2 月から 20 年 1 月までの間の滞納下水道使用料 12,130,572 円（以下「滞納下水道使用料」という。）を不納欠損処分（以下「本件不納欠損処分」という。）とした。

ウ．その行為は、どの様な理由で違法・不当なのか。

（ 1 ）滞納下水道使用料について、何らの理由も無く単なる職員の怠慢により、法律条例で義務づけられている督促状の発行をしていない状況を看

過し、時効完成を理由として本件不納欠損処分を為したことは公金たる下水道使用料の徴収を怠ったものであり、違法である。かつ、滞納下水道使用料を構成している個々の下水道使用料の不納欠損処分理由が記載されいないわずか7枚の極めて簡易な起案を以て本件不納欠損処分を為したことは不当である。

- (2) 平成25年3月27日環境部下水道総務課職員が起案し同日付で決裁となった「平成24年度下水道使用料の不納欠損処分について(伺)」(以下「本件起案」という。資料1)は、起案用紙1枚、「不納欠損処分調書」と書かれた表紙に相当するA4版縦書きもの1枚、「不納欠損処分調書(集計表)公共下水道使用料」と標題されているA4版横書きのもの1枚、「公共下水道平成24年度欠損理由別件数及び金額」と標題されているA4版縦書きもの1枚、A4版縦書きの「青森市財務規則抜粋」、「地方自治法抜粋」及び「時効となる期間を2月分から1月分までとする理由」それぞれ1枚づつ、合計7枚で構成されている。
- (3) 本件起案は、請求者が平成25年6月20日開示請求し、平成25年7月9日に開示・写しの交付を受けたものである。
- (4) 本件起案起案理由欄には、「このことについて、調査の結果、差押えすべき財産が無い等の理由により、徴収不能となっているものは別添調書のとおりであることから、これらの下水道使用料に係る債権について、青森市財務規則第61条の規定により、不納欠損処分としてよろしいか。」と書かれているが、どのような調査をしたのか、居所不明とあるが何を以て居所不明としたのか、居所不明者に対してどのような調査をしたのか、どのような財産調査をしたのか、等々に関する文書が添付されていないし、青森市財務規則第61条の何号の規定に該当するのかも書かれていない。市の公金である下水道使用料を不納欠損処分にするか否かの判断は滞納下水道使用料の1件1件について個別に吟味検討をして為すべきものであるが、本件起案7枚には不納欠損処分とするそれぞれ個別の理由が一切書かれていない。12,130,572円もの債権を放棄するには余りにも雑で、不備な起案であり、そもそも、件数3,042件、金額12,130,572円にも及ぶ大量の滞納下水道使用料についてこの全文7枚の起案を以て不納欠損とすることの妥当性を判断することは不可能である。
- (5) 請求人が開示日に下水道使用料徴収事務を担当する環境部下水道総務課(以下「下水道総務課」という。)担当職員に、本件起案3,4枚目記載の欠損理由「居所不明、死亡、倒産解散、その他」についての具体的な内容を質問したところ、「下水道総務課では下水道使用料滞納者に対する調査は行っていないので欠損理由の具体的な理由は分からない。別添調書は青森市企業局水道部(以下「水道部」という。)から送付されて来たものをそのまま添付しているものであり、具体的な内容につい

ては水道部に聞いて欲しい。」との回答であった。更に「本件不納欠損処分に係る滞納下水道使用料について下水道総務課では督促状を発行しているか否か」について質問したところ「下水道総務課としては今回の本件不納欠損処分に係る滞納下水道使用料に限らず、下水道使用料滞納者に対して督促状を発行したことは一度も無い。全て水道部の方でやっている。水道部の方で水道料金の督促状を発行するときには下水道使用料の滞納分についても一緒に督促をしている。」との回答であった。

(6) 前述(5)のとおり、下水道総務課では下水道使用料の徴収事務に関しては全て水道部任せで、水道部に聞いてくれの一点張りであるので、請求人は水道部に赴き、下記事項 から を聞き取った。

青森市長は青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)に「下水道使用料徴収事務及び農業集落排水施設使用料徴収事務」を委託しているが、委託事務は企業局長が毎月発行する水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書(以下「納入通知書」という。)に下水道使用料を掲載し、納入通知書に記載されている納入期限までに納付された下水道使用料を青森市長に送金することであり、納入通知書に記載されている納入期限までに納付されなかった下水道使用料に係る徴収事務は委託事務の中に含まれていない。

確かに企業局長が発行する水道料金の督促状に下水道使用料の滞納分も掲載しているが、それはあくまでも、下水道使用料滞納者に対するお知らせであり企業局長がサービシ的に行っているものであり、法律的な意味での督促では無い。そもそも、強制力を持つ下水道使用料については、督促等の事務は私人には委託できないものである。

水道部では水道料金滞納者に対して、市税を所管している納税支援課のような対応はしていない。水道部では水道料金滞納者に対しては「督促状」「水道料金等未納による給水停止予告書(催告)」「水道料金等未納による給水停止執行通知書」を順次発行し、水道料金等の収納が確認されなければ給水停止を執行する。居所不明者、死亡、倒産した者以外は給水を停止するとほぼ全員が水道料金を支払う。転居者で、転居先が分かれば手紙を出す。強制力を持たない私債権に分類される水道料金は、最終的には裁判を起こして徴収するしかなく方法がなく、難しいものがある。

水道部としては出来るだけの債権回収努力をするが、賦課後5年経過しても回収できない水道料金は徴収不能と判断し、徴収不能と判断した水道料金と同じ納入通知に記載している下水道使用料について、下水道総務課に対して「下水道使用料が徴収不能となった」旨通知をする(資料2)。

下水道総務課が下水道使用料滞納者に対して督促状を発行したことは

ないと思う。何故なら、水道部で下水道総務課に下水道使用料の滞納状況を連絡するのは前述の時点であるので、下水道総務課がそれまでの間に下水道使用料の滞納者の具体的な状況は分からないはずであるから。

- (7) また、請求人が下水道総務課に対して「下水道使用料の滞納に関する一切の文書」の開示を求めたところ(資料3～5) 開示された下水道使用料滞納に関する行政文書は平成25年度に発行した督促状2件分に係る10枚の行政文書のみであった(資料6)。これについての下水道総務課の説明は「開示請求に係る行政文書について開示決定の期間を延長して調査したが、下水道使用料の滞納に関し存在する行政文書は、平成25年4月分1件と6月分1件の滞納に対して発行した合計2件の督促状に係る行政文書が10枚のみである。」とのことである。
- (8) 更にまた、2013年9月25日、26日、27日及び10月1日付け東奥日報の「青森市下水道使用料請求漏れ問題」の記事(資料7)によれば、本件不納欠損処分とは別に、平成20年度に発覚した下水道使用料請求漏れ557件について督促状の発行をしないまま回収不能になる見込みの下水道使用料が少なくとも1千万円超にのぼるとのことであり、このことから、下水道総務課では下水道使用料に関しての滞納管理を一切行っていない状態が恒常化していることが明らかである。
- (9) 以上から、下水道総務課では、今回不納欠損処分をした下水道使用料12,130,572円については、一度も督促状を発行すること無く、5年間放置していたことは明らかであり、これは地方自治法第231条の3第1項及び青森市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例第2条に違反し、公金たる下水道使用料12,130,572円の徴収を怠ったものである。

エ．その結果、どのような損害が市に生じているのか

- (1) 本件不納欠損処分に係る下水道使用料12,130,572円については適時適切に督促状を発行していれば、収入することができたにも関わらず、法律条例で義務づけられている督促状の発行を怠り滞納管理を一切行わないという環境部長及び下水道総務課職員らの怠慢により、下水道使用料12,130,572円を不納欠損処分としたことにより、12,130,572円の損害を青森市に与えた。

オ．どのような措置を請求するのか。

- (1) 青森市長及び下水道使用料徴収事務に関する実務上の最高責任者である環境部長に対し、平成24年度不納欠損処分をした下水道使用料12,130,572円全額の補填を求める。
- (2) 下水道使用料徴収事務に関する実務上の最高責任者である環境部長の降任を求める。

- (3) 法律条例に定められている督促状を発行していない全ての下水道使用料滞納者に対して法律条例に定められている督促状を直ちに発行するとともに、今後発生するであろう下水道使用料滞納者に対しても速やかに督促状を発行する等、適切な下水道使用料管理を求める。

〔請求の要旨に添付された事実を証する書面〕

資料1

平成24年度下水道使用料の不納欠損処分に係る起案文書

不納欠損処分調書(平成24年度分)

不納欠損処分調書(集計表)

青森市財務規則第61条及び第62条

地方自治法第236条

時効となる期間を2月分から1月分までとする理由

資料2 平成19年度下水道使用料の徴収不能についての青森市公営企業管理者企業局長から青森市長への通知文

資料3 行政文書開示請求書(市長部局51)(青森市下水道条例に基づく下水道使用料の滞納に関する一切の文書)

資料4 行政文書開示決定等期間延長通知書(同上)

資料5 行政文書開示決定通知書(同上)

資料6

下水道使用料に係る督促状の送付についての起案文書(平成25年4月分)

平成25年度下水道使用料督促状(平成25年4月分)

青森市公営企業管理者職務代理者から青森市長への下水道使用料徴収不能についての通知文(平成25年4月分)

4月分下水道使用料の督促手数料及び延滞金の納付についての起案文書

4月分下水道使用料の督促手数料及び延滞金の納付についての依頼文

平成25年度下水道使用料督促状(平成25年6月分)

青森市公営企業管理者から青森市長への下水道使用料徴収不能についての通知文(平成25年6月分)

滞納整理簿

新聞記事(下水道使用料関係)

第3 監査の実施

本件請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 25 年 11 月 5 日に証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

なお、同日、新たな証拠として、「市民と市長のなんでもトーク」における質問事項について（回答）（平成 25 年 10 月 18 日付け青市下総第 107 号、請求人宛て青森市長名の回答文書）が提出された。

2 監査対象部局に対する事情聴取

下水道使用料を所管する環境部下水道総務課を監査対象部局とするとともに企業局水道部営業課を監査関連部局とし、関係帳簿書類、その他証拠書類等必要な資料の提出を求めるとともに、本件請求について、平成 25 年 11 月 8 日に事情聴取を行った。

その主な内容は以下のとおりである。

- (1) 青森市下水道使用料の賦課、徴収、督促、滞納処分、不納欠損に係る事務処理手順及び対応状況並びに各事務処理における根拠法令等及び使用帳票類について
- (2) 中核市の下水道使用料徴収等の状況について
- (3) 水道部で水道料金の未納者に対する納付督促等場合には、同時に下水道使用料が未納であることも伝えているか否か、及び伝えている場合の伝達手段について
- (4) 水道部における下水道使用料が不納欠損となるものについては、その水道使用料も不納欠損としているのかについて
- (5) 水道部から下水道総務課に不納欠損について事由を付して報告しているが、どの程度の調査をしているのかについて
- (6) 居所不明とした案件の調査内容及び回収見込無しとした根拠について
- (7) 平成 25 年 4 月現在の下水道使用料滞納額及び件数について

3 監査対象事項

- (1) 住民監査請求は法第 242 条第 1 項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該普通地方公

共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定されている。

また、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」(最高裁平成元年(行ツ)第68号平成2年6月5日第三小法廷判決)とされている。

- (2) 今回、請求人は、市長及び環境部長が平成25年3月29日に、平成19年2月から平成20年1月までの間の滞納下水道使用料12,130,572円を、督促状の発行をすることなく時効完成を理由として、不納欠損処分としたことは、違法又は不当であるとし、違法又は不当に不納欠損処分したことにより青森市に12,130,572円の損害を与えたとして、市長及び環境部長に対し12,130,572円全額の補填を求めている。

また、下水道使用料徴収事務に関する実務上の最高責任者である環境部長の降任を求めている。

さらに、法律条例に定められている督促状を発行していない全ての下水道使用料滞納者に対して法律条例に定められている督促状を直ちに発行するとともに、今後発生するであろう下水道使用料滞納者に対しても速やかに督促状を発行する等、適切な下水道使用料管理を求めている。

- (3) そこで、本請求の趣旨を勘案し、市長及び環境部長が、督促状の発行をせずに時効完成を理由として平成24年度に行った下水道使用料不納欠損処分は、違法に公金の徴収を怠る事実が該当するか、また、個々の下水道使用料の不納欠損処分の理由が記載されていない起案によって平成24年度に行った不納欠損処分は、不当に公金の徴収を怠る事実が該当するかを監査の対象事項とした。

なお、環境部長の降任を求める請求については、法第242条第1項に該当しないことから、監査対象としない。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 下水道使用料について

下水道使用料は下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 20 条第 1 項において「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」と規定され、同条第 2 項において「使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。」と規定されている。

市では青森市下水道条例（平成 17 年条例第 201 号）第 24 条において「使用料の額は、一月につき、使用者が排除した汚水の量に応じ、合併前の青森市の区域(以下「旧青森市の区域」という。)内にあつてはイの表、合併前の浪岡町の区域(以下「旧浪岡町の区域」という。)内にあつてはロの表に掲げる区分により基本使用料と従量使用料とを合計した額(その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。)とする。」と旧青森市の区域と旧浪岡町の区域を分けて規定している。

さらに、法第 231 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、すなわち「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。」

との規定及び同法附則第 6 条の「他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方

公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
 - 二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
 - 三 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十八条から第二十条まで(第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
 - 四 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金」
- との規定により、下水道使用料は、いわゆる強制徴収公債権に分類されている。

(2) 下水道使用料徴収等の状況

徴収

市では、法第 153 条(長の事務の委任・臨時代理)の規定に基づき青森市事務の委任及び補助執行に関する規則(平成 17 年規則第 13 号。以下「委任補助執行規則」という。)を定めており、同規則第 6 条(企業局長への委任)第 1 号で「下水道使用料の徴収(法第 231 条の 3 の規定による督促、滞納処分等に関する事務を除く。)及び還付に関すること」を企業局長に委任している。これにより、公営企業管理者企業局長が自己の名と責任において下水道使用料の徴収に関する事務を執っている。

具体的には、

- ア 納入期限を定めて「水道料金・下水道使用料等納入通知書」を送付
- イ 納入期限までに納入されなかった者に対し、再度、納入期限を定めて「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」を送付
- ウ 納入期限までに納入されなかった者に対し、別途、指定納入期限を定めて「水道料金等未納による給水停止予告書(催告)」を送付
- エ 指定納入期限までに納入されなかった者に対し、別途、来庁期限(水道部営業課窓口で納入する期限)を定めて「水道料金等の未納による給水停止執行通知書」を送付
- オ 来庁期限までに納入されなかった者に対し、エの給水停止執行通知

書で通知した給水停止日に「給水停止のお知らせ」を持参のうえ直接納入を促すが、応じない場合や不在の場合には、給水を停止という流れで行われており、アからオ、いずれも水道料金と下水道使用料を区分して明示するとともに、合計金額を記載して送付している。

督促

平成 24 年度までは上記 イのみでの対応であった。

なお、企業局水道部からの徴収債権の返還の基本的考え方については、以下のとおりである。

- ア 水道料金は収入となったが、下水道使用料については、水道事業者からの再三の請求にも正当な理由なく支払を拒否し、下水道事業者による滞納処分等以外に債権回収が困難と判断したもの
- イ 下水道のみを使用し、水道事業者からの再三の請求にも正当な理由がなく支払を拒否しているもの
- ウ 下水道使用料のみ未納となっているが、債務者の無断転居により所在調査を行ってもその行方が判明しないもの
- エ 未納水道料金については徴収停止とし、かつ当該債務者の未納水道料金債権が時効期間満了により欠損した後の未納下水道使用料債権
水道料金は私債権に分類され時効は 2 年であるが、時効の援用がないものは、5 年間債権を保持し、不納欠損としている。

滞納処分

これまで、法第 231 条の 3 第 1 項で義務付けられた督促を行っておらず、滞納処分は実施していない。また、滞納処分に至るまでの事案がないとの認識であった。

不納欠損

居所不明や死亡、倒産破産等により徴収不能となった下水道使用料全件について個別に該当事由を付したリストとともに、公営企業管理者企業局長から市長へ徴収不能通知がなされ、これを基に環境部下水道総務課において市長決裁により不納欠損処分している。

なお、不納欠損については、法令上規定はないが、「不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」(昭 27.6.12 行政実例)とされており、本市においては青森市財務規則(平成 17 年規則第 63 号。以下「財務規則」という。)第 61 条の規定に基づき実施している。

督促及び滞納処分についての考え方

下水道使用料の督促及び滞納処分についての考え方は以下のとおりである。

ア 督促

委任補助執行規則第6条第1項第1号により、下水道使用料の徴収及び還付に関することは、企業局長へ事務を委任している。

しかしながら、法第231条の3の規定による督促、滞納処分等に関する事務は当該委任事務から除かれており、企業局長が発行する現在の下水道使用料の督促は、法的に有効な督促とはなっていないため、下水道使用料の債権管理のあり方について、関係部局との協議・調整、中核市など他都市の状況を踏まえ、法的に有効な督促として、できるだけ早期に発行できるよう検討している。

イ 滞納処分

滞納処分等については、その前提となる処分である督促をまずは法的に有効とすることからはじめ、滞納処分等についても、関係部局とも協議のうえ、できるだけ早期に適切な具体策を構築することができるよう検討することとしている。

他都市の状況（中核市）

下水道使用料徴収等についての他都市の状況を見ると、下水道総務課が平成24年11月に実施した照会調査によれば、回答のあった中核市において、青森市と同様に下水道事業を特別会計方式により運営している都市は9市となっている。また、当該9市のうち8市において、下水道使用料に係る事務を水道事業管理者に事務委任している。さらに、当該8市のうち水道事業管理者若しくは公営企業管理者名で下水道使用料の督促状を発行し、滞納処分等を行っていない状況にある都市が7市となっている。

2 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認、関係職員からの事情聴取等に基づき、次のように判断する。

(1) 督促状を出さずに下水道使用料を不納欠損処分したことについて

請求人は、「督促状の発行をせずに時効完成を理由として平成24年度に行った下水道使用料不納欠損処分は、違法又は不当だ」と主張している。

このことについては、上記事実関係(2)の において述べたとおり、公営企業管理者企業局長から徴収不能事由を付した全件リストが市長へ通知されているが、企業局水道部では居所不明、死亡、倒産解散により

徴収不能として整理するまでに、住民記録システム照会用端末を使用し死亡の事実や家族の有無を確認しているほか、債権届出書の提出などの対応をとってきている。また、倒産解散に係る下水道使用料の債権管理については、下水道総務課において破産管財人や裁判所からの求めに応じ、債権調査票、債権届出書の提出さらには交付要求などの対応をとってきている。

企業局長から市長への徴収不能通知を受け、下水道総務課で財務規則第 61 条第 4 号の規定に基づき不納欠損処分 of 起案をし、最終的に市長が決裁し不納欠損処分している。

いわゆる強制徴収公債権である下水道使用料の督促状の発行は、上記事実関係(1)において述べたとおり、法第 231 条の 3 第 3 項の滞納処分をするための法定要件となっているが、不納欠損処分をするための要件として督促状の発行を規定している法令等はない。

したがって、督促状の発行をせずに時効完成を理由として平成 24 年度に行った下水道使用料不納欠損処分が違法だとの請求人の主張は当たらない。

また、不納欠損処分の市長決裁に際しては、個々の下水道使用料の不納欠損事由を記載した全件リストを添付し、決裁権者である市長の判断を仰いでおり、当該起案が個々の下水道使用料の不納欠損処分理由が記載されていないわずか 7 枚の極めて簡易の起案をもってなしたことは不当だとの請求人の主張は当たらない。

(2) 損害について

請求人は、「不納欠損処分に係る下水道使用料 12,130,572 円については適時適切に督促状を発行していれば、収入することができたにも関わらず、法律条例で義務づけられている督促状の発行を怠り滞納管理を一切行わないという環境部長及び下水道総務課職員らの怠慢により、下水道使用料 12,130,572 円を不納欠損処分としたことにより、12,130,572 円の損害を市に与えた」と主張している。

下水道使用料は、いわゆる強制徴収公債権であり、督促によって時効中断の効力が発生するが、本件下水道使用料債権が時効消滅したことについては、市が適切な時期にその督促を行っていなかったことは明らかである。

下水道使用料を納入期限までに納付しない者があるときに、法第 231 条の 3 第 1 項の規定に基づき、市長が期限を指定してこれを督促しなかったことは違法であり、市が適切な時期に督促を行わずに本件下水道使用料債権を時効消滅させたことになる。そして、督促のみによって下水道使用料を納付する者がいないわけではなく、その分は督促を行わな

かったことによる損害ということが出来る。

しかしながら、督促のみによって下水道使用料を納付する者がいたとしても、請求人から具体的にそのような滞納者がいるとの主張はなく、また、その点をうかがわせる事実を証する書面の提出もない。

そもそも、平成 24 年度下水道使用料の不納欠損処分が、違法又は不当な公金の徴収を怠る事実にあたらないことは上記(1)のとおりであり、市長及び環境部長に対し 12,130,572 円全額の補填を求める損害賠償請求権が市に発生するとは認められない。

(3) 降任について

住民監査請求は、上記監査対象事項(1)で述べたとおり、地方公共団体の執行機関(長、委員会、委員)又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実(財務会計行為)について、住民が監査委員に対し、当該行為の防止、是正をし若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって惹起された損害の補填のために必要な措置を請求し得る制度であり、請求人が求めている環境部長の降任に係る請求については、住民監査請求として請求し得る内容とは認められない。

(4) 適切な下水道使用料管理について

下水道使用料の徴収及び還付に関する事務は、上記事実関係(1)の において述べたとおり、市長から企業局長に事務委任されており、公営企業管理者企業局長が当該事務を執っている。

下水道使用料に関する事務のうち、法第 231 条の 3 に規定されている督促、滞納処分等に関する事務については、企業局長への委任から除かれている。督促については法が義務付けている行為であり、滞納処分にあたっての法定要件となっている。

上記事実関係(2)の において述べたとおり、現在は企業局長が納入期限を定めて「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」を送付しているが、私債権に分類されている水道料金については特段問題ないものの、下水道使用料に関しては法第 231 条の 3 第 1 項に規定されている督促ではなく、したがって、滞納処分も行うことができない。

下水道使用料の滞納処分については、法第 231 条の 3 第 3 項で地方税の滞納処分の例によりできる旨規定されていることから、滞納処分の法定要件となっている督促について、法が義務付けている対応をすべきである。

本件下水道使用料債権が時効消滅したことについては、市が適切な時期にその督促を行っていなかったことによるものであり、本件下水道使

用料の調定年月が平成 19 年 2 月から平成 20 年 1 月の債権であることに鑑みれば、平成 19 年 2 月以降平成 25 年 3 月末まで、適切な下水道使用料管理がなされておらず、当該期間における市長及び管理監督者の立場にあった職員は深く反省すべきである。

しかしながら、下水道使用料の債権管理のあり方については、上記事実関係(2)の で述べたとおり、できるだけ早期に法が義務付けている対応をすべく、既に下水道総務課において中核市など他都市の状況調査を行っているほか、関係部局との協議、調整に入っているところであり、また、滞納処分についても関係部局とも協議のうえ、できるだけ早期に適切な具体策を構築することができるよう検討することとしている旨、下水道総務課により明らかにされている。

3 結論

監査の結果、本件請求のうち、環境部長の降任を求める点については不適法につき却下し、その余の請求については理由がないものと認めこれを棄却する。

第 5 監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、次の意見を付すものとする。

青森市民は市税や使用料、手数料等の徴収に対し、法律や条例等にのっとり厳正且つ正確に執行し、公平性や網羅性が市によって確保されているものと信じ、応じているものである。

今回の監査請求を受けての調査・面談の過程で明らかになったのは、長年にわたる違法状態の放置であり、これは市民からの付託を大いに棄損するものと言わねばならない。

経済合理性を優先するあまり、法令遵守の精神を蔑ろにしていたのではないだろうか。当職は、このような事例が市民に広まり納税意識の欠如が蔓延するのを恐れるものである。

今後は、青森市民の付託に応えるべく、法令遵守を基に今後の対応を検討するよう強く要請する。